

練馬区地域密着型サービス
実施指針

【改訂版】

(案)

平成24年4月

練馬区

も く じ

1 実施指針の目的	1 頁
2 地域密着型サービス事業者の指定等について	
(1) 公募について	1 頁
(2) 選定・指定について	2 頁
(3) 練馬区における報酬・基準等の設定について	4 頁
(4) 指導・監督等について	4 頁
3 地域密着型サービスの質の確保について	
(1) サービスの利用について	5 頁
(2) ケアのあり方について	6 頁
(3) 質の向上の仕組みについて	7 頁
(4) 地域との共存の仕組みについて	8 頁
(5) 地域資源等との連携について	9 頁
(6) 苦情への対応について	11 頁
(7) 行政との連携について	12 頁
4 地域密着型サービス運営委員会について	12 頁

資 料

1 日常生活圏域の設定	14 頁
2 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとのサービス利用量見込み	15 頁
3 練馬区地域密着型サービスの利用指針について	16 頁

平成22年4月改訂
練馬区健康福祉事業本部福祉部介護保険課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03-3993-1111 (代表)